

【2000年12月12日】男女共同参画基本計画について

閣議決定

男女共同参画基本計画について

平成12年12月12日

閣議決定

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を別添のとおり定める。

第1部 基本的考え方

平成11年6月23日、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が公布・施行された。男女共同参画社会の実現に向けては、これまで様々な取組がなされてきたが、その中でも、男女共同参画社会基本法の制定の意義は大きく、我が国の男女共同参画社会の形成の歴史に新たな一歩が刻まれたものと言える。男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを国民的合意の下に定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進していくことを目的としたものである。男女共同参画社会基本法の制定は、一つの到達点であるとともに、21世紀に向けた新しい社会の構築の出発点でもある。

今、我が国が創ろうとしている男女共同参画社会は、女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会である。そうした男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示すものが、男女共同参画社会基本法に基づく、この男女共同参画基本計画である。

男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会にとっての最重要課題であり、平成13年からの中央省庁等改革においては、男女共同参画会議の設置等、その推進体制が大幅に強化される。21世紀の新たな中央省庁の体制下、政府はこの男女共同参画基本計画に基づき、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、男女共同参画社会の形成を総合的・計画的に図っていくこととする。

1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯

(1) 男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組

男女共同参画社会基本法が制定されるまでには、男女共同参画社会の実現に向け、国内外において、多くの人々の様々な取組の積み重ねがあった。

戦後の一連の改革の中で婦人参政権が実現するとともに、昭和21年に制定された日本国憲法に基づき、家族、教育等女性の地位の向上にとって最も基礎的な分野で法制上の男女平等が明記された。これにより女性の法制上の地位は抜本的に改善された。

その後、我が国の男女共同参画社会の実現に向けての取組は、国連が提唱した「国際婦人年」(昭和50年)によって新しい段階を迎える。この年、メキシコシティで、第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択された。これを受けて、我が国では、同年、女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、同本部は昭和52年に「国内行動計画」を策定した。

これ以降、我が国の男女共同参画への取組は、国連を中心とした「平等・開発・平和」という目標達成のための世界規模の動きと軌を一にして進められ、世界女性会議等において採択された国際文書を踏まえて国内における行動計画を策定し、総合的、体系的な施策の推進を図ってきた。

昭和54年、国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択された。我が国は、男女平等に関する法律・制度面の整備を大きく進め、この条約を昭和60年に批准した。

昭和62年には、我が国は、「『国連婦人の十年』ナイロビ世界会議」において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(以下「ナイロビ将来戦略」という。)を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(以下「新国内行動計画」という。)を策定した。

平成3年には、国連経済社会理事会において採択された、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を受けて、新国内行動計画を「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」へと改定した。

平成6年には、国内本部機構の充実強化を図るため、婦人問題企画推進本部を改組し、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・女性問題担当大臣(男女共同参画担当大臣)を副本部長とし、全閣僚を構成員とする男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置した。

平成7年9月に北京で開催された「第4回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」、平成8年7月に男女共同参画審議会が答申した「男女共同参画ビジョン」(以下「ビジョン」という。)を踏まえて、平成8年12月には、男女共同参画推進本部は、男女共同参画社会の形成の促進に関する新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン - 男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画 - 」(以下「男女共同参画2000年プラン」という。)を策定した。

(2) 男女共同参画社会基本法の制定

平成8年7月に答申されたビジョンにおいて、男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律についての検討が提言され、同年12月に策定された男女共同参

画 2000 年プランにおいてもその検討がうたわれた。その後、男女共同参画審議会は、内閣総理大臣からの諮問を受け、平成 10 年 11 月に「男女共同参画社会基本法について」の答申を行った。政府は、この答申を踏まえて男女共同参画社会基本法案を作成し、平成 11 年 6 月、男女共同参画社会基本法が公布・施行されるに至った。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げ、次いで、国、地方公共団体、国民の責務をそれぞれ定めている。さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国の男女共同参画基本計画の策定、年次報告等の作成などについて規定している。

2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成

(1) 男女共同参画基本計画の考え方

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画に係る、初めての法定計画である。

男女共同参画社会基本法は、第 13 条において、政府が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である、男女共同参画基本計画を策定しなければならないことを規定している。

内閣総理大臣は、平成 11 年 8 月、男女共同参画審議会に対し、ビジョン及び男女共同参画 2000 年プランの策定後の国内外の様々な状況の変化を考慮の上、政府において男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問した。これに対し、同審議会では、国内外の様々な状況の変化を念頭に置く一方で、人権の尊重を男女共同参画社会の根底を成す最も重要な基本的理念と位置付けて審議を行った。

この間、「第 4 回世界女性会議」において採択された「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を評価・検討するため、平成 12 年 6 月に、国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」(以下「女性 2000 年会議」という。)がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(以下「成果文書」という。)が採択された。成果文書は、行動綱領の実施状況及び「第 4 回世界女性会議」以降に出現した新しい課題を踏まえ、「北京宣言及び行動綱領」の更なる実施に向けて各国政府、国際機関、市民社会が行うべき行動とイニシアティブを提言している。

また、男女共同参画審議会では、女性に対する暴力に関する調査審議が並行して進められた。同審議会は、平成 9 年 6 月に、内閣総理大臣から「男女共同参画社会の実現を阻害する売買春その他の女性に対する暴力に関し、国民意識の変化や国際化の進

展等に伴う状況の変化に的確に対応するための基本的方策」について諮問を受け、これに対して、平成 11 年 5 月に「女性に対する暴力のない社会を目指して」を、また、平成 12 年 7 月には「女性に対する暴力に関する基本的方策について」を答申している。

平成 11 年 8 月の諮問に対して、男女共同参画審議会は、広く国民各層の意見を求めつつ、女性 2000 年会議の成果を視野に入れて調査審議を進め、平成 12 年 9 月、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方 - 21 世紀の最重要課題 - 」を答申した。

同答申では、ビジョンを前提に人権尊重の理念を基礎とし、男女共同参画社会基本法の成立、少子・高齢化の一層の進展などビジョン策定後の状況の変化に対応する視点から今後の取組を取りまとめ、次いで、新たな認識の深まりを踏まえ、個人の尊厳を重んじる視点からの今後の取組について示し、最後に、これらの取組を推進していくための体制について提言している。

政府は、同答申を受けて、平成 11 年 7 月の男女共同参画審議会答申「女性に対する暴力に関する基本的方策について」及び女性 2000 年会議の成果文書なども踏まえつつ、男女共同参画基本計画を策定することとした。

策定に当たっては、さらに、男女共同参画 2000 年プランの進捗状況を勘察し、残された課題に対応するために必要な施策を盛り込むとともに、平成 13 年 1 月から移行が開始される中央省庁等改革を念頭に置いた。また、基本計画の策定過程で、国民各層から幅広く意見・要望を聴き、これを可能な限り反映するよう努めた。

男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」としてとらえ、その実現に向け政府として取り組むべき施策を総合的、体系的に整備し、推進することとした。

また、男女共同参画基本計画においては、あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、施策の各論に組み込むことはもとより、計画推進の体制の中に仕組みとして組み込むことに留意した。

なお、男女共同参画基本計画は、平成 12 年（西暦 2000 年）度末までを計画期間とする国内行動計画である男女共同参画 2000 年プランの内容を基礎としており、男女共同参画 2000 年プランに代わる、新たな国内行動計画としても位置付けることとする。

（２）男女共同参画基本計画の構成

男女共同参画基本計画は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第 1 部において、男女共同参画社会基本法の制定ま

での経緯とそれを踏まえた計画の基本的考え方と構成を示し、第2部において、中央省庁等改革後の新たな体制の下での施策の基本的方向性及び具体的な施策の内容を示した。なお、第2部では、各章の冒頭で、施策の基本的方向性について概観を付した。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示した。

第2部では、11の重点目標を掲げ、それぞれについて、「施策の基本的方向」において平成22年(西暦2010年)までを見通した、長期的な政策の方向性を記述し、「具体的施策」において平成17年(西暦2005年)度末までに実施する具体的施策を記述した。

これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制の整備・強化については第3部に記述した。

男女共同参画社会の形成に当たっては、国だけでなく、地方公共団体や国民各層の取組も重要である。このため、政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期することとする。

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤をなすものである。また、豊かな21世紀を切り開いていくためには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が重要である。このことは、民主主義の成熟を促すものである。

しかし、我が国においては、女性の政策・方針決定過程への参画は近年進みつつあるものの、その状況は、国際的に見て十分とは言えない。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画の形成についての基本理念の一つとして、「政策等の立案及び決定への共同参画」を掲げている。さらに、男女共同参画社会基本法に定める責務として、国は、基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施の責務を負うことが規定されており、その施策の中には積極的改善措置(ポジティブ・アクション)が含まれている。

今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大していくために、まず、国が率先垂範して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進について取組を進める必要がある。国民の目に見える形で女性の政策・方針決定過程への参画が進むことによって、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待される。

また、国だけでなく、地方公共団体、企業、各種機関・団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかけ、その取組を支援する。

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

行政分野において、行政施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。

政府においても平成8年5月に男女共同参画推進本部が決定した、審議会等委員への女性の参画を20%とする目標を達成したところであるが、更に努力が必要である。

このため、審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成13年1月6日に移行が開始される中央省庁等改革による審議会等の再編後においても、ナイロビ将来戦略勧告を踏まえ、平成12年8月の男女共同参画推進本部決定の目標の早期達成に努める。

女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。人事院勧告の際の報告においても、各府省における女性の採用・登用の拡大等の重要性がうたわれており、政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。

ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進

- ・女性委員の参画状況の定期的な把握等による目標の早期達成

男女共同参画推進本部が平成12年8月に決定した「平成17年(西暦2005年)度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」という目標に向けて、各審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析・公表しつつ、計画的に取組を進める。また、引き続き女性委員のいない審議会等の解消を目指す。なお、審議会等における臨時委員、特別委員、専門委員等についても、女性の積極的な登用に努める。

- ・団体推薦及び職務指定に係る委員への女性の参画の促進

団体推薦による女性委員が少なく、全体の女性比率を押し下げていることから、審議会等に委員を推薦している団体等に対し協力を要請し、特に、推薦委員数が多い団体等については、国の目標値に見合った女性割合が確保されるよう、格段の協力を依頼する。

職務指定についても、法令においては一定の裁量を与えられているにもかかわらず、運用上、特定の職務にある者や団体の長の登用が慣例化していることが少なくないことから、これらの必然性につき検討を行い、可能なものについては柔軟な対応を検討する。

- ・その他の委員等への女性の参画を促進するための取組

法律に基づいて任命・委嘱される委員、国が委嘱する各種のモニター等についても、女性の参画を促進する。

日本学術会議においては、平成12年6月に定めた「女性会員比率を今後10年

間で10%まで高める」という目標に向け女性会員の増加を図る等、女性科学者の登用に努める。

イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進

・女性国家公務員の採用・登用等の促進

女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。

その際、人事院において検討が進められている、女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針の策定について、人事院に対して、早期に検討を進め、策定することを求める。また、各府省において、同指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。

さらに、女性国家公務員の現状、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップについて検討する。

担当府省……全府省

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

住民に身近な行政に携わる地方公共団体の政策決定は、一人一人の住民の生活に大きな影響を与えることから、国と同様に地方公共団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が望まれる。既にほとんどの都道府県・政令指定都市において、審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が行われてきていることから、これが更に推進されるよう支援・協力要請を行う。

また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

・都道府県・政令指定都市等における審議会等委員への女性の登用に関する支援

各都道府県・政令指定都市・中核市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する目標値や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状等を調査し取りまとめて提供するとともに、女性の人材に関する情報を提供する。

・市町村への取組の普及

市町村における同様の取組を促進するため、都道府県が市町村に支援と助言を行うよう協力を要請する。また、都道府県と市町村が女性の人材情報を共有できるよう双方に協力を要請する。

男女共同参画宣言都市等に対しては、こうした取組を特に積極的に行うよう奨励する。

イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等

・女性地方公務員の採用・登用等に関する要請

女性地方公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発について積極的に取り組むよう要請する。

その取組において、地方公共団体が職員に対して研修を行う場合には、女性職員の受講に配慮することも要請する。

- ・地方公共団体への情報提供等

地方公共団体の主体的な取組が進むよう適切な助言、情報の収集・提供を行うとともに、各団体の取組状況の把握に努め、必要な支援等について検討を行う。

- ・国が地方公共団体の職員に対して行う研修における配慮

国が地方公共団体の職員に対して研修を行う場合には、必要に応じ女性職員の参加を奨励するなど、適切な配慮を行う。

担当府省……全府省

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について広く協力要請を行う。

また、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に自主的に取り組むことを奨励する。

- ・社会的気運の醸成

あらゆる機会を通じて、女性の登用等について企業、労働組合、経営者団体、教育・研究機関、PTA、政党、協同組合等各種機関・団体等に協力要請を行うとともに、社会的気運の醸成を図る。その際、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報の提供等により、可能な範囲で、そうした実効ある方策が取り入れられるよう協力を要請する。

- ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対する協力要請

独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、女性の参画に係る計画を策定する等の積極的な取組を促進するよう協力を要請する。

- ・大学等への協力要請

学術・研究の分野における女性の参画を促進するため、国公立の大学等の教育機関、国公立及び民間の研究機関、学会等その他の関連機関において、女性の参画を促進するよう協力を要請する。

担当府省……全府省

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

政策・方針決定過程への女性の参画に関し、様々な分野における現状や問題点を定期的に調査・分析するとともに、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供するという積極的改善措置（ポジティブ・アクション）について、実効性ある措置の具体化について総合的に検討する。また、女性の人材に関する情報の収集・整備・提供に努める。更に、国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明

性を確保する。

ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

- ・積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の具体化

我が国における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の具体的措置の導入について、諸外国の実態を参考にしつつ、実効性を担保する仕組み等につき総合的に検討する。

また、女性の参画が政策・方針決定へ与える影響や女性が政策・方針決定に参画しやすい環境づくり等に関し調査・研究する。

- ・女性の政策・方針決定過程への参画状況に関する定期的な調査の実施

様々な分野における、女性の政策・方針決定過程への参画状況につき定期的に調査を行い、情報を提供する。

イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

- ・女性の人材に関するデータベースの充実及びネットワーク化の検討

女性の人材に関する幅広い情報の収集・整備・提供を行うため、データベース等の一層の充実を図る。また、地方公共団体における同様の取組を積極的に支援し、こうした情報が相互に利用できるようなネットワーク化についても引き続き検討を行う。

- ・女性リーダーの養成

地方公共団体やN G Oが行う女性リーダーの養成事業について支援を行う。

ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保

- ・政策・方針決定過程の透明性の確保

高度情報通信社会における行政情報へのアクセスの拡大を図るため、情報公開法制及び政策評価制度等の的確な施行を確保するとともに、広く国民等に対し案等を公表し、意見を募集するパブリック・コメント手続が一層活用されるよう努める。

また、国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、啓発に努める。

担当府省……全府省

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画社会の形成のためには、社会制度・慣行が、実質的に女性と男性にどのような影響を与えるのか常に検討されなければならない。社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものではあるが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しない場合がある。

このため、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理

念の一つとして、「社会における制度又は慣行についての配慮」を掲げている。また、同法において、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。

男女共同参画社会の形成のためには、単に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するだけでは不十分である。結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な対応をとることが求められる。

少子・高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済の急速な変化に対応するため、様々な社会制度・慣行の見直しが行われる中で、男女共同参画の視点に立ってその見直しを行うことが求められている。

(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実には男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。

女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整備していくことが必要である。個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。

これまで、我が国の社会制度等について、男女共同参画社会の形成という視点からの調査が十分行われてきたとは言えない。このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。

・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）について効果的な手法を確立し、的確な調査を実施する。また、こうした取組について、地方公共団体においても取り組めるよう、情報提供する。

・家族に関する法制の整備

男女平等等の見地から、選択的夫婦別氏制度の導入や、再婚禁止期間の短縮を含む婚姻及び離婚制度の改正について、国民の意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める。

・個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性

等の観点から総合的に検討する。

また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。

女性と年金の在り方について指摘されている問題については、厚生大臣の下に設置した各分野の専門家からなる検討会において、民事法制、税制、他の社会保障制度等との関連や諸外国の動向、社会実態など幅広く研究しながら検討を行う。

・職場・家庭・地域等における慣行の見直し

職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。

担当府省……内閣府、法務省、財務省、厚生労働省、関係府省

(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

男女共同参画の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である。このような意識は時代と共に変わりつつあるものの、国民個々の生活には未だに根強く残っていることから、国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根づかせるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男性や若年層への浸透に留意するとともに、地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等、男女共同参画に大きな影響を及ぼし得る団体との連携を図り、国民的広がりを持った運動として展開する。

・多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

男女共同参画に関する認識を深め、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）に敏感な視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な慣習・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開する。その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮をする。これらの活動は、地方公共団体、NGO等の協力を得つつ行い、「男女共同参画週間（仮称）」、「人権教育のための国連10年」における取組や「人権週間」、「農山漁村女性の日」、「男女雇用機会均等月間」等多様な機会を通じ、活字、映像、インターネットといった多様な通信媒体を通じて進める。

・多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表からなる男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。また、地方公共団体、NGO等との連携の下に、全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。

担当府省……全府省

(3) 法識字の強化及び相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。

・法令や条約の周知等

女性の権利に関連の深い国内法令、条約等について、誰もが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努め、また、権利が侵害された場合の相談窓口、救済機関等の情報についての提供に努める。その際、児童、高齢者、障害者、外国人等情報を得にくい状況にある者に対して配慮する。

また、学校教育や社会教育において、法令等により保障される人権に関し、正しい知識の普及を図る。

・相談体制の充実

各種人権問題の相談に応ずるため、全国の常設人権相談所に加え、各法務局・地方法務局の専用相談電話「女性の人権ホットライン」や女性のための特設人権相談所を引き続き設置し、男女共同参画社会の実現のための啓発活動や人権相談、人権侵犯事件に積極的に取り組む。また、相談内容に応じた助言のほか、関係機関への通報、法律扶助協会への紹介、人権侵犯事件としての調査・処理を通じた救済の充実強化に努める。さらに、これらの制度の趣旨、活動内容の周知、定着を図るなど、広報活動の一層の充実を図る。

・国際化への対応

英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を引き続き設置し、さらにその内容を充実させるよう努める。

担当府省……内閣府、法務省、外務省、文部科学省、関係府省

(4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

あらゆる政策に男女平等に関する視点を盛り込む際の基礎資料とするため、女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報等の収集・整備・提供を行う。なお、統計情報等については、プライバシー保護に配慮した上で、統計データを可能な限り公開していく必要がある。

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が有償労働と無償労働をバランスよく担えるようにしていくことが重要である。育児、介護等のいわゆる無償労働については、女性がその大部分を担っているのが現状であるが、その実態が数量的に十分に把握されていないので、定性的な把握とともに、数量的な把握に努める。

・統計調査等の充実

女性の置かれた状況を客観的に把握できる統計情報の在り方について検討を行い、女性及び家族に関する学習・調査・研究に資するための情報を含め、男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集・整備・提供に努める。なお、統計情

報の提供に当たっては、一般国民による分析、研究の利用を可能とすることに留意する。また、統計調査の設計、結果の表し方等について、男女共同参画の視点から点検し、必要に応じて見直す。

・無償労働の数量的把握の推進

無償労働時間の実態把握に資するよう、社会生活基本調査において生活時間の配分に関する調査を行い、家事、育児、介護・看護等の無償労働の時間を把握する。

担当府省……内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省

3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

グローバル化が進み、国際的な競争が激しくなる現状にあつては、経済面での改革を行い、公正な競争を確保する施策を推進していくことが必要となる。また、このことは、性別にかかわらず個人の能力をいかし、女性の社会進出を促進することにつながる。しかし、経済構造の変化により、一時的に雇用が不安定となり、それが女性に大きく影響することも懸念される。このため、セーフティネットを構築するための施策を推進するとともに、女性が性別により差別されることのないようにしなければならない。

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持っている。女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにするという「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の基本的理念にのっとり、実質的な男女均等を実現するためには、経済構造の変化による企業の動向も勘案しながら、公平・透明な評価制度を確立し、性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることが必要である。雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を享受し、意欲と能力に応じた均等な待遇を受ける状況を実現し、安心して働き生活できるよう、施策を積極的に展開する。

（1）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

男女雇用機会均等法の改正により、平成 11 年 4 月から、募集・採用、配置・昇進を含む雇用管理のすべての段階における女性に対する差別が禁止されたことを踏まえ、積極的な行政指導により男女雇用機会均等法の履行確保を図る。また、実質的な男女の均等確保を実現し、女性の能力を最大限にいかすためには、制度上の男女均等が確保されるだけでなく、事実上生じている男女労働者間の格差を解消するための企業のポジティブ・アクションが不可欠であることから、企業に対する促進施策を積極的に展開する。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、女性の就業環境を悪化させ、

能力の発揮を阻害するものであることから、企業における防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合に適切な対応がなされるよう積極的な支援を行う。

ア 男女雇用機会均等法の履行確保

- ・男女雇用機会均等法に基づく行政指導の強化

男女雇用機会均等法の履行状況等について実態把握を行った上で、積極的な指導を実施し、同法に違反する取扱いについては是正指導を行うとともに、採用、配置、昇進等における男女間の格差の大きい企業に対しては、問題点を把握し、その改善に向け、具体的取組に関する助言を行う。また、同法により、女性のみでの採用や配置が禁止されたことについて、周知を図る。

なお、行政指導に当たっては、助言、指導、勧告の各措置を厳正に講ずるとともに、更に改善が見られない場合には、企業名公表制度も念頭に置きつつ、対応する。

- ・セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について周知を図るとともに、これらに規定されている措置を講じていない事業主に対しては、積極的な行政指導により措置の実施を求める。また、企業における具体的取組方法についての情報提供や相談への対応を積極的に行うとともに、個別事案への適切な対処のための体制整備について支援を行う。

- ・コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

コース等で区分した雇用管理については、事実上の男女別雇用管理とならないよう、留意すべき事項について周知徹底を図るとともに、適正な運用に向けた的確な指導等を行う。

- ・個別紛争解決の援助、相談機能の強化

男女雇用機会均等法に基づく機会均等調停委員会等による個別紛争の迅速な解決が図られるよう、積極的な援助を行う。また、これらの個別紛争解決の援助制度が十分に活用されるよう、女性労働者及び企業に同法の周知を図る。さらに、新たなメディアを活用した相談方法も取り入れるなど相談機能の強化を図る。

男女雇用機会均等法の実効性を高めるという観点から、同法の施行状況を見つつ、必要に応じ、調停制度を含め、同法の履行確保のための方策について検討を進める。

- ・女子学生の就職問題に関する施策の推進

企業における募集・採用状況や女子学生の就職活動の状況の把握に努め、男女雇用機会均等法に違反する取扱いについては是正指導を行う。状況把握に当たっては、大学の就職担当者との連絡を密にするとともに、インターネットによる情報収集などの新たな手法の導入を図る。また、企業の人事・面接担当者等を対象に、男女均等な選考ルールについて周知徹底を図る。

イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

・国民的機運の醸成

男女雇用機会均等法に基づく企業のポジティブ・アクションについては、それが人材の有効活用や経営の効率化にもつながるという観点も含め、その重要性について経営者の理解と中間管理職層も含めた社内の合意づくりを促すとともに、女性の活用について積極的に取り組んでいる企業を均等推進企業として表彰すること等により、ポジティブ・アクションに対する国民的な機運の醸成を図る。

・企業のポジティブ・アクション取組の促進

企業がポジティブ・アクションに取り組むための具体的な方法について、好事例の収集を図りながら、地域ごとのセミナーの開催等により、普及を図る。

その際、労使団体等との連携を図るとともに、自主的に企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を行う労使団体等に対しても、支援を行う。

また、諸外国の取組事例を参考にしつつ、企業におけるポジティブ・アクションの推進のための取組を一層実効あるものとするための手法の検討を行う。

ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討

・実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策等についての幅広い検討

いわゆる間接差別については、どのようなケースが差別となるのかについて、合意形成のための十分な議論が必要であり、諸外国の施策や判例の動向、事例の収集に努め、引き続き検討を行う。

また、男女雇用機会均等法は、我が国の実態にかんがみて、女性に対する差別を禁止していることから、同法の施行状況や男女共同参画社会の形成に向けた国、地方公共団体の施策の実施状況を始めとする様々な社会的動向等も見ながら、男女双方に対する差別を禁止する法制度を含め、実質的に男女均等な雇用管理を確保する方策について幅広い検討を行う。

担当府省……厚生労働省、文部科学省

(2) 母性健康管理対策の推進

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保等の観点からも重要な課題である。特に、妊娠中及び出産後も継続して働き続ける者が増加していることにかんがみ、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。

・母性保護等に関する法律及び指針の周知徹底等

労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しつつその周知徹底を図るとともに、事業所の規模等に応じた母性健康管理体制の整備に対する支援、相談、情報提供体制の充実

を図る。また、女性特有の健康状況に応じた情報提供などの生涯を通じた女性の健康支援施策との連携についても留意する。

- ・妊娠、出産を理由とする不利益取扱いへの対応の検討

妊娠、出産を理由として、雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないよう、企業の望ましい雇用管理の在り方やそのための環境整備に向けての方策等について、検討を行う。

担当府省……厚生労働省

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

男女労働者間に生じている事実上の格差の解消を図り、女性労働者がその能力を十分に発揮できるようにするためには、企業におけるポジティブ・アクションの促進と併せ、女性労働者の側も職業能力の向上等により個々人の就業能力を高めていくことが重要であることから、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

特に、少子・高齢化の進展による労働力供給の減少が見込まれる中で、育児等のために退職した女性が、再就職によりその能力を発揮していくことが今後一層求められることから、女性の再就職に向けた支援の充実を図る。

ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援

- ・情報提供、相談、研修等の拡充

女性労働者が職域拡大や職業能力の向上のために必要な情報や手法を入手しにくい場合、女性の能力発揮のためのセミナーやキャリアカウンセリング、管理職候補となる女性労働者等に対する研修を実施するなど、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図る。

また、就業を希望する者も含め、働く女性等に対して、情報提供、相談、ネットワークづくりへの支援を行うなど、女性の能力発揮促進を支援する拠点として「女性と仕事の未来館」の事業を推進する。

- ・公共職業訓練等の推進

在職中の労働者に対して、多様なニーズや高度情報通信の進展等に対応した職業訓練を、公共職業能力開発施設等において推進する。

また、企業内教育訓練が効果的に推進されるよう、必要な情報提供、相談援助等の推進に努めるとともに、企業内で行う教育訓練費用に対する助成を行うなど、企業の取組を積極的に支援する。

- ・労働者の自発的な職業能力開発の推進

労働者が教育訓練を受講するための時間を確保できるよう、有給教育訓練休暇を導入するなどの取組の促進のために環境整備を図る事業主に対して助成を行う。また、教育訓練給付制度の効果的活用により、労働者個人の自発的な職業能力開発の取組を支援する。

- ・女性の能力の発揮の支援のための調査研究

就業意欲を持つ女性の能力発揮を支援し、労働市場への円滑な参入を支援するため、産業政策の観点から具体的方策を検討する。

イ 再就職に向けた支援

- ・育児・介護等により退職した者に対する支援

育児・介護等により退職した者については、インターネット等による情報提供の充実を図るとともに、講習、相談、自己啓発への支援等の拡充を行う。

また、両立支援ハローワークにおいて、きめ細かな職業相談・職業紹介等により再就職を支援する。さらに、能力発揮を望む再就職希望女性に対するカウンセリングの技法及び能力開発プログラムを開発するなどの支援を行う。

- ・職業能力開発の積極的展開

急速な高度情報通信の進展等産業構造の変化に対応して、必要な職業訓練を公共職業能力開発施設等において実施することにより、再就職を積極的に支援する。

担当府省……厚生労働省、経済産業省

(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

雇用・就業形態の多様化の中で、労働者が、その価値観、ライフスタイル等に応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上での重要な課題となっている。とりわけ、そのような働き方を育児期等にある者が、職業生活を完全に中断するのではなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続することのできる良好な就業形態として普及していくことが重要である。

こうした観点から、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する。

また、女性の起業への関心は高まっているが、女性は事業経営に当たっての知識、情報等が不足しがちなことから、支援策の充実を図る。

ア パートタイム労働対策の総合的な推進

- ・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び指針の周知・徹底等

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び同法に基づく指針の周知徹底、助成金の活用促進等により、パートタイム労働者の雇用管理の改善を図る。

また、通常の労働者との均衡を考慮した処遇や労働条件の確保のため、「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」(平成12年4月)の趣旨を広く周知させるなどにより、労使の自主的な取組を促す。

- ・パートタイム労働者の労働条件の明示の徹底

パートタイム労働者の労働条件は多様であることから、雇入れ後のトラブルを防止するため、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした労働条件通知書

のモデル様式の普及を図るとともに、就業規則の整備の促進を図り、労働条件の明示を徹底する。

- ・パートタイム労働者の雇用の安定

パートバンク、パートサテライトにおいて総合的な職業紹介サービスを実施するとともに、事業主に対する相談・助言の充実を図る。

- ・パートタイム労働者に対する能力開発

パートタイム就労の機会を増やし、労働市場への参入を容易にするため、公共職業能力開発施設において、パートタイム等短時間就労を希望する者を対象とした短期間の職業訓練を実施する。

イ 労働者派遣事業に係る対策の推進

- ・事業の適正な運営の確保

労働者派遣事業の許可・届出等の審査業務の的確な実施を図るとともに、派遣元事業主、派遣先等に対する指導監督の計画的、効果的な実施を図り、労働者派遣事業の適正な運営の確保を図る。

- ・派遣労働者の適正な派遣就業の確保

派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針等に基づき、派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるよう周知徹底、指導するとともに、公共職業安定所における苦情相談体制の整備を図ることにより、派遣労働者の適正な派遣就業の確保を図る。

また、派遣先事業主にもセクシュアル・ハラスメント防止の配慮及び母性健康管理の措置が義務化されたことについて周知を図る。

ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援

- ・女性起業家に対する支援

起業を目指す女性に対して、必要な知識や手法に関する情報提供、相談や学習機会の提供を行うとともに、女性起業家向け低利融資制度等の資金面での支援を行う。

- ・家族従業者の実態把握等

商工業等の自営業における家族従業者の実態の把握に努める。また、女性が家族従業者として果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう、自営業における経営と家計の分離等、関係者の理解が得られるように努める。

エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

- ・テレワーク・SOHOの普及促進

テレワーク・SOHO（情報通信技術を利用した、時間や場所にとらわれない遠隔型の就業形態）など多様な働き方について、調査研究の結果も踏まえ、就業環境にも配慮しつつ普及促進を図る。また、共同利用施設の整備、システムの開発、税制、財政投融资制度等を通じた支援を進める。

- ・在宅勤務等の普及促進

企業における勤務形態としての在宅勤務等に係るテレワークについては、テレワーク導入マニュアルの活用やテレワーク相談センターにおける相談等を通じて、その適正な労務管理の下での普及を図る。また、在宅勤務者等の労働条件の確保の在り方に関して検討を進める。

- ・在宅就業対策の推進

テレワークの自営的形態である在宅就業については、仲介機関に関する情報の収集・提供を行うとともに、仲介機関を活用した福利厚生制度の実施等を通じた支援について検討する。

特に、在宅就業の中でも従属性の強い在宅ワークについては、その健全な発展に向け、ガイドラインの周知・啓発、各種情報提供、相談体制の整備、能力開発・能力評価に係る支援、就業支援の仕組みの整備等の施策を推進する。

- ・家内労働者の労働条件の改善

家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定及び周知、労災保険特別加入の促進等により家内労働者の労働条件の改善を図る。

担当府省……厚生労働省、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、経済産業省

4 農山漁村における男女共同参画の確立

女性は、農業就業人口の6割を占めるなど、農林水産業の重要な担い手であり、経営において果たしている役割は極めて大きい。また、女性は、農山漁村における生活の運営や地域社会の維持・活性化にも大きく貢献しており、女性の参画に対する期待は大きい。

女性が自らの人生を自主的に設計し、その貢献に見合う評価を受け、仕事・家庭・地域において自信と充実感を持って暮らし、対等なパートナーとして男性と共に経営及びこれに関連する活動に参画していくことができる社会の形成が求められている。さらに、過疎化、少子・高齢化の進展等農山漁村を取り巻く状況変化に的確に対応した施策を講じ、男女共同参画社会の形成を図っていくことが求められている。

食料・農業・農村基本法においても、「女性の参画の促進」が明記されており、女性の社会参画及び経営参画を促進するため、農山漁村における男女共同参画の確立に向けた総合的な施策の推進に努める。

(1) あらゆる場における意識と行動の変革

男女を問わず農林水産業・農山漁村の担い手が、その持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程に参画できる社会を実現するためには、「個」としての主体性を確保すること、農山漁村における家庭や地域社会にややもすれば残存している固定的な役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行や行動様式を是正することなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進めることが必要である。このため、農山漁村の女性

の地位の向上に向けた啓発活動等を行う。

- ・「個」としての主体性の確保

農山漁村に暮らす男女が、自分の生き方を自由に選択し、自分の人生を自身で設計・実現していくことができるようにするため、家庭及び地域社会に対する啓発活動を行う。

- ・固定的な役割分担意識の是正

農山漁村にややもすれば残存している固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消するため、女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画の促進などの啓発活動を行う。

- ・社会的な気運の醸成・高揚

「農山漁村女性の日」の活動等を通じて、男女共同参画社会の形成に向けた社会的気運の醸成を図る。

- ・調査研究・研修・統計等における取組の充実

家事を含めた女性の労働の実態、社会参画に必要な条件、男女の意識の違い及び女性の果たしている役割を的確に把握できるような調査研究や統計調査を促進する。また、男女共同参画社会の形成への理解を深めるための研修の充実を図るとともに、参画促進に向けた先進的取組事例などに関する情報の提供を行う。

担当府省……農林水産省

(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産業において女性の果たしている役割の重要性に照らして、地域の生産・生活に関するあらゆる方針決定の場において、今後、女性の参画を飛躍的に高めていくため、各都道府県において策定される女性の参画目標を踏まえ、関係機関との連携の下、策定された参画目標の達成に向けた体制整備を支援するとともに、啓発活動等を推進する。

- ・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

各都道府県において策定された農山漁村における女性の参画目標に基づき、市町村等各地域レベルにおいても参画目標の策定を行うことを奨励するとともに、目標の達成に向けた積極的な取組を促進する。

農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の運営に女性の意思を反映させるため、役員や農業委員への女性の登用や方針決定過程への参画を促進する。さらに、土地改良区の役員、地域開発事業の計画策定の委員等にも女性の登用を進めるなど、農林漁業関係団体とも連携して女性の参画を促進する。

- ・女性の能力の開発と適正な評価

意欲のある女性が地域における方針決定に参画する上で必要な能力を開発するための研修等を実施する。また、女性の職業、生活管理・地域活動指導等に係る能力について、地域社会での適正な評価を確保するため、女性農業士等の認定を

推奨する。

担当府省……農林水産省

(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画することが重要であることにかんがみ、女性の経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を進める。

・女性の経済的地位の向上

女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境の整備等を図る。また、女性の行う部門経営や農林水産業に関連する起業活動への支援、融資、税制等経営参画に係る知識の普及等を推進する。

・技術・経営管理能力の向上

配偶者との結婚等をきっかけとして農林水産業に携わることが多い女性は、生産技術・経営に関する知識や経験について個人差が大きい。このため、個々のライフステージに応じた知識や技術、経営管理能力の修得のための研修や交流等を促進する。

・快適に働くための条件整備

女性が安全で快適に就業できるようにするため、農林水産業における作業の安全の推進、労働軽減技術の確立、労働時間の適正化、労働環境の点検・整備、休日の取得等環境整備等を実施する。さらに、女性の労働改善のための調査研究・技術開発を促進する。

担当府省……農林水産省

(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農山漁村には、職業として農林水産業に携わる女性、地域社会活動を行っている女性、また、ライフステージから見れば、出産・子育て期や壮年期、高齢期等に属する様々な女性がいる。これらの者が農林水産業・農山漁村に就業・定住する良さを実感しつつ、多様な生き方ができるように、住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを推進する。また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。

・主体的な活動を支援する労力調整システムの形成

農林水産業に従事する女性が、生産と生活の両面において過重な負担を負うことがなく、無理なく農林水産業や多様な社会活動ができるように、地域における育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。さらに、これらを気軽に利用できるよう家庭及び地域社会に対する啓発を行う。また、各種ヘルパーシステムの充実に努め、労力調整システムの形成を推進する。

・住みやすく快適な生活環境の整備

農山漁村地域社会の安定的発展と地域環境の保全を図り、農山漁村の特性をいかした生活優先の暮らしができるよう、豊かな自然や景観をいかした地域づくり及び美しく快適な農山漁村の生産・生活環境の整備を進める。

また、生活技術や文化・自然も含めた地域資源の活用を通じ、農山漁村への理解の醸成を図るとともに、それを担う人材の育成を図る。

- ・交流ネットワークの形成

活力ある農山漁村地域社会の形成を図るため、農山漁村における地域資源をいかした農産物加工等の起業活動や自然環境等とのふれあいのための活動等を通じて、農山漁村に関心のある人々との交流を促進するとともに、ネットワークの形成の促進を図る。

担当府省……農林水産省

(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農山漁村においては、高齢の親や配偶者、配偶者の親等の介護は女性の役割であるという考え方が残っており、介護サービス等の利用に関する抵抗感もある。このため、農山漁村の女性は、農林水産業の作業・家事・育児等に加えて介護を行うことが多い。また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担は大きい。

また、農山漁村の男女が平等な立場で高齢期を安心して迎えられる環境を整備していくことが重要である。

- ・高齢者生活支援体制の整備

農業協同組合、漁業協同組合等の女性・青年組織等を活用した声かけ、安否確認、給食サービス、公共施設への送迎等のボランティア活動を推進するとともに、農業協同組合等によるホームヘルパーの養成を含め、高齢者介護体制に関する人材育成を図る。

- ・高齢者の活動の推進

農山漁村の特質をいかして、高齢者が能力と意欲に応じて生涯現役を目指して活動し、安心して暮らすことができる地域社会を形成するため、地域における高齢者ビジョンに基づく活動計画づくり、高齢者の活動の場づくりを進めるとともに、施設のバリアフリー（*）化などのハード面、高齢者への助け合い活動等のソフト面の両面から、高齢者の生活の快適化に配慮した生活環境の整備を行う。

* バリアフリー（barrier free）：障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。元来は建築用語として、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去と言う意味でも用いられている。

- ・老後の自立の確保

農山漁村における高齢期の女性の生活が安定し、いきいきと農林水産業に関する活動が行えるよう、環境の整備の充実を図るとともに、各種社会保障制度について一層の普及に努める。

担当府省……農林水産省

5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

少子・高齢化が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の活力を維持する上でも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。こうした状況を踏まえ、男性も女性も家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっている。特に男性については、従来の職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められている。このため、保育・介護サービスの充実、育児や介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基盤を整備していくこととする。

(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てについては、社会全体の取組として、国民的な理解と広がりをもって支援するべきものであり、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることが重要である。このため、「少子化対策推進基本方針」(平成11年12月)及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)(平成11年12月)に基づき、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努める。また、ひとり親家庭等は子どもの養育等で大きな不安を抱えているので、これらの家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図る。

ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

・保育サービスの整備

多様な保育サービス需要に適切に対応し、仕事を始めとする他の活動と子育ての両立の負担感を軽減するため、保育所の設置主体制限の撤廃も踏まえて低年齢児を始めとする保育所受入枠の拡大を行うほか、延長保育、休日保育、夜間保育、病気回復期にある乳幼児保育の普及、事業所内託児施設の設置・運営に対する支援を行うとともに、一時保育や育児サークルの支援を行う。また、保育サービス

の質の向上、効率化と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。

- ・放課後児童対策の充実

学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進など、放課後に保護者がいない小学校低学年児童に対する放課後児童対策を充実する。

- ・幼稚園における子育て支援の充実

幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。

- ・子育てに関する相談支援体制の整備

子育ての孤立化や不安の解消を図るため、地域子育て支援センターにおける相談支援体制の整備、家庭教育に関する相談体制の整備、学習機会の提供、情報提供の実施、子育て支援ネットワークづくり等、子育てに関する支援体制の整備を図る。

- ・子育てのための資産形成の支援

育英年金付学資保険、教育積立貯金を通じて自助努力による子育てのための資産形成の支援を行う。

- ・児童虐待への取組の推進

近年増加している児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。

- ・子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保を支援するとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。

また、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進、チャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等、安心して子育てができるように安全な道路交通環境の整備に努める。

イ ひとり親家庭等に対する支援の充実

- ・ひとり親家庭の親等の就労と子育てへの支援

母子家庭の母等の生活の安定と自立の促進を図るため、職業相談、指導の実施、職業訓練、職場適応訓練の実施、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する賃金の助成などの就業援助対策を推進する。

また、児童福祉施設等における児童の一時的な預かりを実施するなどにより、ひとり親家庭の自立と子育てを支援する施策の充実を図る。

担当府省……厚生労働省、文部科学省、警察庁、総務省、
法務省、経済産業省、国土交通省

(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

少子・高齢化、核家族化等が進展する中で、労働者が仕事と育児・介護を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようにすることは、大きな課題である。このため、仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

・仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

仕事と家庭を容易に両立できるよう、労使の理解を高めて、職場における労使一体となった取組を促進するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消や職場優先の組織風土の是正に向けて、広く意識啓発のための広報活動、国民運動を実施する。

イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実

・育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進

男女労働者共に、希望すれば育児休業を取得できるよう、制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行うとともに、育児休業給付についても活用を促進する。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。

・仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実

子育てを行う男女労働者の時間外労働が長時間にわたる場合に時間外労働の免除を請求することができる制度に関し検討を行うとともに、育児休業から復帰後の職務や処遇の在り方、短時間勤務制度等子育てに配慮した勤務時間に関する制度、子どもの看護のための休暇制度の在り方等について検討を行い、必要な施策を講じる。

ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等

・介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等

介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図るとともに、介護休業給付についても活用を促進する。

さらに、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行状況や介護の実態等の的確な把握、分析に努め、制度について総合的な検討を行う。

エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

- ・企業の子育て・介護支援の取組に対する評価

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援するなど、企業における自主的な取組の促進を図る。

- ・地域の子育て・介護支援体制の整備

急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育や軽易な介護を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進める。

- ・育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供

育児・介護をしながら働き続ける労働者等に対し、電話等により育児、介護、家事等に関する各種サービスについての地域の具体的情報を提供するフリーフレンドリー・テレフォン事業を拡充するとともに、インターネット等を活用し、保育・育児に関する情報を始め、仕事と育児・介護の両立のための相談、情報提供等の充実を図る。

担当府省……厚生労働省

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図ることができ、また、地域社会にも参加することができるようにするという観点に立って、その基礎的条件である労働時間の短縮を図るとともに、特にこれまで家庭や地域への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図る。

また、平成 10 年に特定非営利活動促進法、いわゆる N P O 法が施行されたが、今後、我が国の社会にとって特に重要な意味を持つ、教育、消費、環境などの課題に対応するため、ボランティア、N P O (*) などによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

(*) N P O (Nonprofit Organization) : 行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。

ア 家庭生活への男女の共同参画の促進

- ・男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発

男女の固定的役割分担意識を是正するため、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。また、家庭等における、男女共同参画に関する取組の事例を収集し、国民に提供する。

- ・家庭教育に関する学習機会の充実

これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する学習機会を提供する。

- ・父親の家庭教育参加の支援・促進

父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。

- イ 地域社会への男女の共同参画の促進

- ・地域社会活動への参画促進

暮らしやすい活力ある地域社会をつくっていくためには、地域社会への住民参加が重要であり、男性の職場中心の意識・ライフサイクルを見直し、多様なライフサイクルを持つ男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。また、地域振興やまちづくり計画などに生活者の視点やニーズの取り入れを図る。

- ・地域の教育力の再生

学校の余裕教室等を活用して子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の場を提供することにより、地域の人々の連携の強化を図りつつ、豊かな人間性を育む環境を醸成する。

- ・消費者教育の推進・支援

地方公共団体の行う社会教育の一環として、消費者生活に関する学習を奨励するとともに、国立大学等において公開講座を開設するなど、消費者問題に関する各種の学習機会を提供する。また、学校教育・社会教育向けの副教材等の作成や情報等の体系的・総合的な提供、及び、調査研究、研究事業等の支援を行う。

- ・環境保全活動への参画の支援

内外の環境問題の解決において女性の果たす役割がきわめて大きいことに配慮しつつ、社会を構成するあらゆる主体のパートナーシップによる環境保全に向けた取組を支援、促進するため、環境問題に関する情報の提供や交流の場の提供等の事業を推進するとともに、地域における環境学習の推進やN G O活動の支援等を図る。

- ・ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

ボランティア活動に関する調査研究を行い、情報提供・相談事業を実施する。また、都道府県のボランティア登録制度の整備の支援等を通じ、人々のボランティア活動への参加促進を図る。

退職者を含む勤労者等の人々が、その希望に応じてボランティア活動等に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、情報提供、相談活動等を実施する。

- ・N P O等の活動への参画促進のための環境整備

行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織である、N P O等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、N P O等に対する社会的に支

援する仕組みについて検討する。

ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備

・労働時間の短縮

男女労働者が職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することを可能にするための環境整備として、労働時間の短縮を推進する。具体的には、年間総実労働時間 1,800 時間の早期達成・定着を図るため、週 40 時間労働制の遵守の徹底、年次有給休暇の取得の促進、所定外労働の削減を図る。

また、年次有給休暇と週休日等の組み合わせによる 2 週間程度連続する長期休暇（L 休暇）の普及に向けて、労使を始めとする関係者の理解と協力の下、その普及促進に取り組む。

・フレックスタイム制等の普及促進

自律的・創造的かつ効率的な働き方を実現するためフレックスタイム制等の普及促進を図る。

・勤労者リフレッシュ対策

職場、家庭、地域社会でのバランスのとれた生活を実現するため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進する。

担当府省……内閣府、総務省、法務省、文部科学省、

厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省

6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

男女共同参画社会の形成において、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっている。65 歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、75 歳以上の後期高齢者人口の 3 分の 2 は女性である。また介護の負担は現実には女性の側に偏っており、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決していくことにつながる。一方、高齢社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方や偏見を除去し、他の世代とともに、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要がある。このため、社会全体で支えていく考え方に立って介護体制の整備を図るとともに、高齢期の男女や障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、男女が生き生きと安心して暮らせる社会を目指す。

(1) 高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

現在、我が国は世界最高水準の高齢化率となっている。高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく地域でも深刻な問題となっている。要介護高齢者等の数は、今後も増加が予想され、さらに寝たきりの期間の長期化や要介護状態の重度化を併せ見ると、介護負担は極めて大きなものとなることが予測される。

このため、こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することな

く、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」（平成11年12月）に基づき介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援し、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

ア 介護保険制度の着実な実施

・介護保険制度の着実な実施

老後の最大の不安要因である介護問題にこたえるため、高齢者が介護を要する状態になっても自立した生活を送ることができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度について、着実な実施を図る。

イ 高齢者保健福祉施策の推進

・介護サービス基盤の整備

「ゴールドプラン21」に基づき、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進める。

特に、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、在宅サービスを重視し、在宅サービスにおける多様な事業主体の参入促進や、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、痴呆性高齢者グループホームなどの介護関連施設の計画的な整備などを推進する。

また、介護サービスの質の確保のため、人材研修を推進するとともに、寝かせきりの防止、リハビリテーションの充実など施設における処遇の改善を図る。

さらに、生活支援を必要とする高齢者が居住できるケアハウスや高齢者生活福祉センターの整備を推進する。

・介護予防・生活支援のための取組

介護予防・生活支援施策の充実を図るため、要介護状態となることを予防し、地域活動に積極的に参加する環境を作り出すという観点から、全国の市町村において介護予防教室の開催、生活習慣病予防のための運動指導等を行う生活習慣改善事業、高齢者の引きこもり予防のための生きがい活動支援通所事業などが地域の実情に応じて実施されるよう支援する。

また、可能な限り在宅での生活を支援する観点から、配食サービス、外出支援サービスなどの生活支援事業の実施を推進する。

・利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

利用者が介護サービスを適正に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービスに関する情報整備や質の評価の普及、適正な契約指導などの利用者保護施策に取り組む。

また、介護サービスの質的な向上と効率化を目指す観点から、介護関連事業の健全な振興とともに、福祉用具の開発・普及を進める。

ウ 介護に係る人材の確保

・高齢者介護マンパワーの養成・確保対策の推進

高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員及び介護福祉士等の人材を養成・確保するため、養成施設の整備、資質向上のための研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施策を推進する。

また、介護ニーズの多様化・高度化に対応した、訪問介護員等の介護労働者育成に係る公共職業能力開発施設等における職業訓練を推進するとともに、福祉重点ハローワークを中核として介護マンパワーの就職を重点的に促進する。

・介護分野における良好な雇用機会の創出の促進

介護分野の良好な雇用機会の創出と労働力確保を図るため、雇用管理改善を支援する。

担当府省……厚生労働省

(2) 高齢期の所得保障

我が国の公的年金制度は、昭和 36 年の国民皆年金達成以後制度の充実が図られ、現在では高齢期の所得保障の主要な柱として国民生活に欠くことのできない極めて重要な役割を担っている。

我が国の平均寿命は世界最高水準に到達しており、高齢者が安心した生活を送ることができるよう、公的年金についても世代間の給付と負担の公平の観点等も踏まえつつ、将来にわたって確実な給付を行い、制度の維持安定に努める。また、企業年金、個人年金等については、老後生活の多様なニーズに応え、より豊かな老後生活を実現できるよう、公的年金との適切な組合せに配慮しつつ、一層の普及、育成が図られるよう自主的な努力を支援する。

・公的年金制度の安定的な運営

21 世紀の本格的な少子・高齢社会の到来を踏まえ、今後とも信頼できる年金制度の維持に向けて安定的な運営を行う。

・企業年金等の充実

既存の確定給付型の企業年金等に加え、新たな選択肢として、確定拠出年金の導入を図る。また、既存の企業年金についても、受給権保護等を図る観点から、統一的な枠組みの下に必要な制度整備を行う。

・自助努力による資産形成等の促進

ゆとりある老後生活に資するため、介護貯金、財形年金定額貯金などの各種金融・保険サービス等の充実を通じて生活の安定のための自助努力を支援する。

また、平成 12 年に導入された、財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を一層活用することを通じて、高齢期における資産の有効活用を図る。

担当府省……厚生労働省、総務省、法務省

(3) 高齢者の社会参画の促進

高齢者がその意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、他の世代とともに社会を支える重要な一員として、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、さまざまな形で充実した生活を実現できるよう、高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。

特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、意欲と能力のある高齢者が少なくとも65歳まで働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

- ・定年の引き上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保等

急速な高齢化や年金の支給開始年齢の引き上げに的確に対応するため、65歳までの雇用確保が行われてない事業主に対し、指導及び援助を行い65歳までの安定した雇用の確保を図る。

また、地域に密着した臨時的・短期的又はその他の軽易な業務にかかる就業機会を提供するシルバー人材センター事業を推進し、高齢者社会参加の促進を図る。

- ・学習機会の整備等

高齢者の学習要求にこたえ、高齢者に生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者を対象とした学習機会の提供を図る。特に、高齢者等の職業的な知識や技術の向上に資するため能力開発に関する学習機会についての情報の提供に努める。

- ・高齢者の社会参加活動の促進

高齢者の学習活動を通じた社会参加を促進するための方策についての調査研究等を推進する。また、世代間の理解を促進するための各種の交流事業等を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブの活動への支援を行う。

- ・高齢者のスポーツ、レクリエーション活動の支援

総合型地域スポーツクラブの全国展開等、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の支援を促進する。

- ・広報・啓発活動の推進

高齢者が、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会参加を促進するための広報・啓発を行う。

担当府省……内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(4) 障害のある者への配慮の重視

「ノーマライゼーション」の理念に基づいて障害のある人もない人も共に生活し活動できる社会を構築し、障害者施策の目標である「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視する。

・総合的な障害者施策の推進

障害者基本法に基づく障害者基本計画に従い、障害のある人々に対するサービスの整備、障害のある人々が社会生活を送る上で直面する物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報面での障壁及び意識上の障壁等の除去に向けて、障害のある女性のニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を計画的に推進する。

担当府省...全府省

(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

社会のあらゆる分野で女性と男性が自らの能力を十分に発揮し、自己実現を図っていく観点から、社会基盤の整備に当たってこれまでともすれば障害のない成人男性を前提としがちであった施策の立案・実施等に関し、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

・高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

高齢者、障害者を含むすべての男女が安全で快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進するため、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者等が情報を得やすい情報通信関連機器・システムの開発、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

担当府省.....警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。これまで、我が国においては、女性に対する暴力は潜在しており、社会の理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあった。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的課題として把握し、対処していくべきである。女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置付けられてきており、女性 2000 年会議で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられた。こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的

に推進する。

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力を根絶するためには、それが犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。平成 11 年には国連において「女性に対する暴力撤廃国際日」が定められ、各国の取組が促されているところであり、こうした動き等を踏まえ、広報啓発活動を一層推進する。また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐため、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等によりの的確な施策の実施に資する。

ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

・国民の意識啓発

平成 12 年度から始めた「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「人権教育のための国連 10 年」における取組や「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。

また、特に若年層に留意しつつ、女性の人権尊重や、暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実を図る。

イ 体制整備

・相談・カウンセリング対策の充実

関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。さらに、事案に応じて中・長期にわたる相談・カウンセリングを行うなど、被害者に対するケアの充実を図る。

・研修・人材確保

被害者からの事情聴取に直接携わる警察官・検察職員について、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応を確保するため、警察学校、職場等における各種事案の特性に応じた研修、訓練の実施等により職員等に対する研修を充実する。また、女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。

なお、出入国管理行政の対象となる外国人女性が女性に対する暴力の被害者であった場合の当該女性の心情等に十分配慮した事情聴取等地方入国管理官署における適切な対応を確保する観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修の実施を引き続き推進する。

また、婦人相談所職員、婦人相談員及び婦人保護施設職員等について、被害女性の専門的相談援助に係る研修を充実させ、その資質・能力の向上を図る。

- ・厳正かつ適切な対処の推進

警察においては、刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。

人権擁護機関においては、人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な処置を講じる。

- ・関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者対策関係省庁連絡会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。

警察においては、地方自治体、法曹界、医療関係者、報道機関、経済界等関係機関等により設立された各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に「女性被害者対策分科会」等を設けるなどにより、被害者に対する支援や援助等に関し相互に連携を進める。

また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。

さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待される。

いわゆる従軍慰安婦問題が多くの女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとの認識に立って、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題への対応等に取り組む「女性のためのアジア平和国民基金」の活動への協力を推進する。

- ・法的対応

既存の法制度が関係者に十分理解されず、活用も不十分であった状況を踏まえ、まず運用面での確な実施を図るとともに、これらの法制度の周知に努める。また、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律やストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）等によって近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。

さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。

ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

- ・安全・安心まちづくりの推進

近年、公共施設や共同住宅等の住居において女性・子どもを対象とした犯罪が

増加していることから、自治体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進する。

- ・防犯対策の強化

女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、交番・駐在所を拠点としたパトロールを強化するとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。

- ・有害環境の浄化対策の推進

卑わいな広告物等の貼付等を行う供給元に対する取締りを実施するとともに、これらの広告物等の排除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫やテレホンクラブ等の性を売り物とする営業の増加に伴い、特に児童の性的な被害が増加していることから、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図るとともに、地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行うことや、性や暴力に関する有害図書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。

エ 女性に対する暴力に関する調査研究

- ・被害の実態把握

女性に対する暴力についての的確な施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、定期的な実態把握のための調査を実施する。また、効率的な実態把握のため、既存の統計調査についても、統計データの活用や調査項目の見直しを検討する。

- ・加害者の研究

矯正施設に収容された加害者を対象とした各種教育的働きかけの充実を図るための調査・研究に努め、また、保護観察に付された加害者を対象に指導監督、補導援護の充実を図るとともに、効果的な保護観察の実施方策についての調査、研究を行う。

担当府省……内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省

(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

夫・パートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、公的な対応もとられにくかったが、夫・パートナーからの暴力を社会的問題と認識し、積極的な公的対応をとることが急務である。

このため、緊急的対応として、相談や緊急一時保護を行い、事例に応じて加害者の

検挙、暴力行為等の禁止の仮処分等の措置を迅速に講じるとともに、当面の生活の場の確保等、次の段階の対応を行い、最終的には家事調停や訴訟の活用及び自立支援が必要である。

こうした取組を的確に講じていくため、各種施策の充実や既存の法制度の的確な実施や一層の活用を行うとともに、それらの状況も踏まえつつ、新たな法制度や方策などを含め、幅広く検討する。

ア 関係機関の取組及び連携の推進

・関係機関の取組

警察においては、平成 11 年 12 月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に沿った取組の一層の推進を図っていくとともに、これらに基づき、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を推進する。また、主として女性警察職員を担当者とする「女性に対する暴力」対策係を各警察署に設置し、被害者の立場に立った対応を進める。

人権擁護機関においては、人権相談等において、夫・パートナーからの暴力を十分理解した積極的対応に努める。

婦人相談所においては、緊急一時保護や各種相談活動において、機能等の充実や広域措置の推進に努める。

・関係機関の連携

夫・パートナーからの暴力への対応を事例の段階に応じて効果的に講じるため、犯罪が行われたおそれがある状況が認められた場合や自立支援が必要な場合及び加害者の追跡から逃れる必要がある場合など様々な被害者の状況に応じて関係機関や関係者が有機的に連携していくような方策について検討する。また、関係者による通報についても守秘義務との関係も含め検討する。

さらに、いわゆる民間シェルターや社会福祉法人など民間組織との関係や、活動の支援等の連携の在り方についても検討する。

イ 相談体制の充実

・相談体制の充実

警察においては、各都道府県警察の相談窓口を利用しやすくしたり、事情聴取に当たっては、被害者を夫から引き離して別室で行うことなどにより、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図る。

人権擁護機関においては、全国の常設相談所等において相談を受けるとともに、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、女性のための特設人権相談所を随時開設するなど、相談体制の充実強化を図る。

婦人相談所においても職員研修などを通じて相談機能の充実に努める。

さらに、24 時間対応できる公的な専門的相談体制について検討を行う。

ウ 被害者の保護・自立支援

- ・緊急一時保護

婦人相談所等への警備員の配置により被害女性の安全を確保する等、緊急一時保護等の体制の充実を図るとともに、必要に応じ他の都道府県に被害者を移送する広域保護を推進する。さらに、緊急一時保護について、その制度的位置付けも含め幅広く検討する。

- ・自立支援

福祉事務所や公共職業安定機関、公共職業能力開発施設等関係機関の連携を推進し、生活保護、職業紹介、職業訓練などの制度を活用して、適切に自立支援の方策の措置を講じるように努める。

エ 暴力行為への厳正な対処等

- ・暴力行為からの安全の確保

加害者の暴力や接近などを禁止して被害者の安全を確保するために活用される、民事保全法に基づく仮処分や家事審判規則上の調停前の仮の処分などの制度について、関係者に手続や民事法律扶助制度などに関する情報提供を行う。さらに、制度の十分な活用を図る方策や制度の実効性の確保等について、法制度の在り方も含め幅広く検討する。

また、ストーカー規制法の趣旨、内容について周知を図るとともに、同法に抵触するものについては、同法に基づき、警告・禁止命令等の行政措置、検挙措置等により厳正に対処する。

- ・被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進

夫・パートナーからの暴力については、家庭内の事案であることのみをもって犯罪とならないものではなく、暴行罪、傷害罪、強姦罪等、刑事事件として立件できる場合は、夫婦等という関係に配慮しつつ、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じて、厳正かつ適切に対処する。刑事事件として立件できない場合についても、事案に応じて適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなどして、被害者への支援を行う。

担当府省……内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係府省

(3) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合がある。このため、性犯罪に関しては、加害者の責任を厳正に追及するとの立場に立って、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、犯罪の特性を十分に踏まえ、被害者の心情に配慮した事情聴取や被害者への情報提供を推進し、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に

努める。

ア 性犯罪への厳正な対処

- ・関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進

女性に対する性犯罪への対処のため、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。

- ・性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成

全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。

- ・性犯罪の潜在化防止に向けた取組

「性犯罪被害 110 番」の活用や女性の警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。

イ 被害者への配慮

- ・指定被害者支援要員制度の効果的運用

指定された警察職員が事件直後から被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を実践する。

- ・被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進

被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進に努める。

- ・関係機関との連携の推進

被害者に対する被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。

- ・被害少女に対する支援活動の推進

心身ともに成長途上にある少女が性犯罪による被害や家庭内での性的虐待による被害等を受けた場合、その後の健全育成に悪影響を与えるおそれの大きいことから、被害少女の精神的負担を軽減し、その立ち直りを支援するための活動を積極的に推進する。

- ・被害者連絡等の推進

捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や加害者がどのような処分を受けたかなどを通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を促進し、精神的負担の軽減に努める。

また、被害者に対し、犯罪者の刑務所からの釈放に関する情報を通知する制度

の導入について、犯罪者の改善更生やそのプライバシーに与える影響をも考慮しつつ、検討を進める。

担当府省……警察庁、法務省、厚生労働省

(4) 売買春への対策の推進

売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではない。特に児童買春と外国人女性による売買春については、国際的にも大きな問題になっている。

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

・売買春の根絶に向けた取締りの強化等

女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化を図る。

・社会復帰支援の充実

売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。

・売買春からの女性保護

売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。

イ 児童買春に対する対策の推進

・児童買春の根絶に向けた取締りの強化

児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを厳正かつ的確に推進する。また、事件の捜査・公判において児童の人権及び特性に配慮する。

・相談体制の充実

児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。

子どもや保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。

また、学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童・生徒を学校において発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。

ウ 国際的動向への対応

・国際的動向への対応

児童買春や人の密輸（トラフィッキング）の問題に関し、平成 12 年 11 月に国連総会において採択された「国際組織犯罪条約（仮称）」、「人の密輸議定書（仮称）」及び平成 12 年 5 月に国連総会において採択された「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（仮称）」等の趣旨を十分に踏まえつつ、各国と協調し、これら問題の解決に向け引き続き積極的に取り組む。

また、一層の国際的な協力促進を呼びかけるため、我が国で平成 13 年に開催される「第 2 回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」などの国際会議を含め、国連等の国際的フォーラムに積極的対応を行う。

担当府省……警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省

(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為である。

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上的苦痛を受け、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、必要な対策をとる。

ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

・企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関する規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図るとともに、実際に個別の問題が生じた場合に適切な対応がなされるよう企業に対する支援を積極的に行う。

また、セクシュアル・ハラスメントによって、女性労働者が深刻な精神的苦痛を受けているケースや、結果的に退職を余儀なくされるケースも見られることから、専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの設置・活用等により、女性労働者に対する相談体制の充実を図るとともに、個別事案が生じた場合の適切な対処について企業に対する助言を行う。

・国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策

男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、人事院規則 10 - 10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成 10 年 11 月、人事院規則）及び人事院規則 10 - 10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成 10 年 11 月、人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。

イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
・教育等の場における対策

文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 11 年 3 月、文部省訓令第 4 号）に基づき、各国立学校等に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止のための研修の実施や苦情相談体制の整備、学内規程の制定などの取組が適切になされるよう指導に努める。また、公立学校等に対しても、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう支援を行う。

このほか、請負形態など直接雇用関係にない労働や社会福祉関係等の場においても、今後取組が進められるよう支援を行う。

担当府省……全府省

（ 6 ） ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものであり、ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、あわせて、ストーカー対策に係る広報活動を推進していく。

ア ストーカー行為等への厳正な対処

・ストーカー行為等への厳正な対処

被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を講じていく。

また、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の実施状況、援助事例及びストーカー行為者についての情報を警察全体で共有し、ストーカー規制法の運用を推進するため、これらの情報に関するデータベースの整備を検討する。

イ 被害者の支援及び防犯対策

・被害者の支援及び防犯対策

ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援を推進する。

さらに、ストーカー行為等の実態等の分析に基づく被害防止策に関する調査研究や民間企業が提供しているストーカー行為の被害防止に効果的な各種サービス及び防犯機器に関する調査研究の実施を検討する。

担当府省……警察庁

8 生涯を通じた女性の健康支援

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。とりわけ、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。このため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要がある。これに関し、1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議においてリプロダクティブ・ヘルス/ライツという概念が提唱され、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。女性2000年会議においては、HIV/エイズその他の疾病を含む健康上の問題への政策の実施についても提案されている。こうしたリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図ることが必要である。

(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性についての認識を高めるという観点から、これらの問題について男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を推進する。

・女性の健康問題への取組についての気運の醸成

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の認識が高まり、積極的な取組が行われるよう気運の醸成を図る。

また、女性の生涯を通じた健康支援の総合的な推進を図る視点から、保健所、市町村保健センターにおいて母子保健医療に携わる医師、保健婦、助産婦、看護婦等に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修等の充実を図る。

なお、飲酒、摂食障害及び薬物乱用などについては、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点から、健康被害に関する国民への正確な情報提供に努める。喫煙については、健康被害についての十分な情報提供や、公共の場や職場での分煙

の徹底及び効果の高い分煙についての知識の普及に努める。

・学校における性教育の充実

学校においては、児童生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識や、生命尊重・人間尊重・男女平等の精神に基づく異性観、自ら考え判断する意思決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにするため、学校教育活動全体を通じて性教育の充実に努める。また、そのため、教職員に対し研修会を実施するとともに、学校外の関係機関・地域社会や産婦人科医・助産婦・保健婦等との連携を図る。

・性に関する学習機会の充実

社会教育においては、親及び青年等を対象とした学習機会の充実に努める中で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの性に関する学習内容を上げるよう努める。

また、青少年の性行動が低年齢化・活発化している状況や性情報が氾濫している状況を踏まえ、思春期の男女が性に関する正しい知識を容易に入手できるようにするための施策を推進する。

担当府省……文部科学省、厚生労働省

(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視しつつ、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

・女性の健康保持のための事業等の充実

避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含め気軽に相談できる体制を整備する等、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた健康保持に関する事業を推進する。

女性に特有な健康状態あるいは女性に多く見られる疾病について、調査・研究を進める。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ等の視点から、各種施策の実施状況及び社会情勢の変化等に応じて施策の充実のための総合的な検討を行う。

・健康教育の推進

生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を推進する。学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育

の推進を図る。

地域においても、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った健康に関する情報提供を行う。

イ 妊娠・出産期における女性の健康支援

・妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図る。

・不妊専門相談サービス等の充実

子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報をもとにその対応について自己決定ができるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図る。また、不妊治療に関する調査研究を推進する。

・周産期医療の充実

母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進する。

・女性の主体的な避妊のための知識等の普及

人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図る。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行う。

ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

・成人期、高齢期の健康づくりの支援

女性が、長い人生を、寝たきりにならず健康に過ごすため、更年期障害の軽減、中高年期以降の肥満の予防等を重点とした健康診査、健康指導を行うとともに、健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及等を推進するほか、老後における健康保持のため健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練及び訪問指導といった保健事業の推進を図る。

・子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

女性に特有ながん（子宮がん、乳がん等）や骨粗しょう症を予防するため、正しい知識について普及啓発を図る。なお、乳がんについては、自己検診が可能であることから、その方法について普及啓発を図る。

・女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

女性の健康増進のため、あらゆる年代に応じた女性のスポーツ参加を促進するとともに、地方公共団体などが行う、地域のスポーツ指導者の養成・確保について、女性の積極的登用の促進・研修の充実に努めるよう支援する。

また、女性のニーズにも対応したスポーツ活動を日常的に行う場として期待される、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進する。

担当府省……文部科学省、厚生労働省、農林水産省

(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV/エイズや性感染症は、女性の健康に甚大な影響をもたらすものであり、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を推進する。

また、薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、特に、妊娠中の母親の場合、胎児に悪影響を与えることが報告されている。さらに、近年、少女による薬物乱用の増加が懸念されていることも踏まえ、対策の強化を図る。

ア HIV/エイズ、性感染症対策

- ・ 予防から治療までの総合的な HIV/エイズ対策の推進

国民が HIV/エイズに関する正しい知識を持って感染を予防し、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動が取れるよう、積極的な啓発活動を行うとともに、医療・検査・相談体制の充実、研究開発の推進等、総合的な対策を推進する。

- ・ 性感染症対策の推進

性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、検査の受診の推奨、相談指導、治療などの対策の充実を図る。

- ・ 学校における HIV/エイズ、性感染症に関する教育の推進

学校においては、児童生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけ、適切な行動が取れるようにするため、HIV/エイズ教育を推進するとともに、性感染症についても、その予防方法を含めた教育を推進する。

イ 薬物乱用対策の推進

- ・ 乱用薬物の供給の遮断と需要の根絶

関係機関の緊密な連携の下に、薬物密輸・密売組織の壊滅や水際検挙の推進等による薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや広報啓発活動等を通じて需要の根絶を図っていく。

- ・ 少女による薬物乱用対策の推進

覚せい剤等の乱用で補導される未成年者が増加傾向にあり、そのうち半数が少女による乱用となっている。このため、薬物の供給源に対する取締り、薬物を乱用している少女の早期発見・補導、再乱用防止のための施策等を推進する。

- ・ 薬物乱用防止教育の充実

児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、すべての高等学校及び中学校において、地域の実情に応じて小学校においても、薬物乱用防止広報車や薬物乱用防止キャラバンカーを活用しての薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育の充実を図る。

- ・ 薬物乱用を許さない社会環境の形成

関係府省の緊密な連携の下に、積極的な広報・啓発活動を行うことにより、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く普及し、薬物乱用を許さない社会環境を

形成する。

担当府省……警察庁、文部科学省、厚生労働省

9 メディアにおける女性の人権の尊重

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆるIT革命が生じている中で、メディアによってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大するものと予想される。このような変革は、女性が情報発信を行うことを容易にし、新たなネットワークの拡大に資するとともに、メディアを通じて女性の様々な参画の姿が広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く国民に浸透することにつながる。一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられることも現状においては少なくない。表現の自由は、日本国憲法で保障された権利であり尊重されるべきであるが、その一方で、表現の自由を享受する者は、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払うべき責任を有していると考えられる。このため、女性の人権に対する配慮を欠いた取扱いがなされるのを防ぐことが必要である。今後、メディアにおける女性の人権の尊重を確保するため、メディアの自主的取組を促しつつ、メディアの特性や技術革新に対応した実効ある対策を進める。

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、性・暴力表現を扱ったメディアを青少年やそれに接することを望まない者から隔離することを含め、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。その際、インターネットを始めとした各種のメディアの特性に応じた方策がとられるよう、また、特に児童の権利の保護、青少年の健全育成の観点が重視されるよう配慮する。

また、高度情報通信社会が進展する中では、メディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。

ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進

・メディアにおける女性の人権の尊重のための取組の支援

メディアが、女性の人権の尊重を十分念頭に置いた基準を定め、遵守すること、女性の人権に対する認識を深め、ジェンダーに敏感な視点を養うための社内教育を充実すること等により、女性の人権を尊重した情報発信が行われるよう、関係者への働きかけを行う。

放送分野においては、「放送と人権等権利に関する委員会機構」等が設けられているが、民間における自主的な取組が機能していない分野については、表現の自由を踏まえつつ、第三者機関の活用等、女性の人権の尊重に関する意見や苦情、提言を受け付け、人権侵害における被害者救済等を行う仕組みについて、検討を行う。

- ・性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

青少年や性・暴力表現を望まない者が視聴することが不適切な放送番組等について、視聴者がより適切な番組を選択できるよう、番組情報の提供方法等について、放送のデジタル化を踏まえ検討を行う。性・暴力表現を扱った出版物、コンピューターソフト等については、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境浄化を図るための啓発活動等の方策を推進する。

これらの方策の一層の推進に資するために、メディアの実態や青少年に与える影響、諸外国における取組の動向等について調査研究に努める。

- ・児童を対象とする性・暴力表現の根絶

児童ポルノは、対象となった児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを厳正に行い、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努める。

- ・地域の環境浄化のための啓発活動の推進

学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進する。

- ・メディアにおける男女共同参画の推進

性・暴力表現や固定的な性別役割分担意識に基づく表現などの改善の観点から、企画、制作、編集などメディアのあらゆる段階、特に方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的な取組を促す。

イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討

- ・現行法令の適用による取締りの強化

インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化に対しては、刑法第 175 条、児童買春・児童ポルノ法等現行法令の適用による取締りを強化する。また、違法・有害コンテンツの把握のための民間団体を通じた効果的な推進方策を検討する。

- ・インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及

情報発信を制限することなく、インターネットにおける不適切な情報を排除するための受信者による自主管理システムの開発、普及を行う。

- ・接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進

接続事業者に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供を行う者のモラルを確立するため、広報・啓発活動を推進する。

- ・自主ガイドラインの策定の支援等

インターネット等新たなメディアの活用、内容表現に関する倫理規定等の自主ルール基準の策定及びその遵守など、メディア自身による取組を一層支援する。

- ・インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

インターネット等新たなメディアにおける性・暴力表現など女性の人権を侵害する情報の規制等の在り方について、表現の自由、通信の秘密の保障に配慮しながら、国際的な動向を踏まえつつ、有識者、ネットワーク事業者、消費者代表等の参加も得るなどして検討を行う。また、迷惑通信への対応、苦情処理体制の整備などの利用環境整備の在り方についても検討する。

ウ メディア・リテラシーの向上

- ・メディア・リテラシー向上のための広報・啓発

メディアの健全な発達のためには、批判的な読者・視聴者の目に晒されることが不可欠であることから、国民、特に心身ともに成長過程にあり感受性に富む青少年のメディア・リテラシーの向上を図ることにより、メディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。

- ・情報教育の推進

学校教育、社会教育を通じて、情報そのものを主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。

学校教育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成する。

担当府省……内閣府、警察庁、総務省、法務省、

文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、まず国の行政機関自らが、男女の描写方法に関するガイドラインを策定するなど率先して取組を行う。他の機関や民間のメディアにおいても自主的な取組が促進されるようガイドラインを広く周知する。

- ・男女共同参画の視点からの国の行政機関の広報ガイドラインの策定、浸透

男女共同参画の視点から、国の行政機関の策定する広報・出版物が遵守すべきガイドラインを策定し、職員に広く周知することにより、国の行政機関の広報・出版物において、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを積極的に取り上げるものとする。

- ・ガイドラインの他の機関への啓発

国の行政機関の広報・出版物に関するガイドラインを地方公共団体、民間のメディア等に広く周知するとともに、これを自主的に規範として取り入れることを奨励する。

10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女共同参画社会を実現するためには、国民一人一人が男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠である。このような意識の涵養のために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要である。性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を促進するため、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図る。また、女性も男性も各人の個性と能力を發揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつ。生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。

(1) 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。

社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努める。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

ア 初等中等教育の充実

- ・学校教育全体を通じた指導の充実等

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書などの教材においても適切な配慮がなされるよう留意する。また、自立の意識を育む教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育を推進する。

学校行事などの学校運営やPTA活動などの地域活動が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないように、留意する。

- ・家庭科教育の充実

家庭科教育については、男女共同参画社会の推進に対応し、新しい学習指導要領（平成10年12月、平成11年3月改訂）において、家庭の在り方や家族の人間関係などに関する指導の充実を図っており、特に、高等学校家庭科では、男女

が相互に協力し、家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させることとしており、その趣旨の普及・徹底に努める。

イ 高等教育の充実

・高等教育機関における男女共同参画の推進

高等教育機関における教育・研究活動において、ジェンダーに敏感な視点が組み込まれるよう努めるとともに、様々な学問分野への女性の参画を促進する。

国立大学協会の男女共同参画に関するワーキング・グループが行った、国立大学における男女共同参画を推進するための提言等も踏まえ、学術・研究の分野における女性の参画の促進に努める。

・奨学金制度の充実

自立の意識を醸成していくため、学生が、親の金銭的援助に過度に依存することなく、自立して学ぶことができるよう、奨学金制度の充実を図る。

ウ 社会教育の推進

・男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、親や親になる前の者等を対象とした家庭教育についての学習機会の一層の充実を図る。

・男女共同参画に関する学習機会の提供

女性問題の解決に資する学級・講座等の開設、男女共同参画の意識を高める学習プログラムの開発等、男女共同参画に関する学習機会を提供する。その際、特に高齢期の男女について配慮する。

・固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育についての調査研究の充実

家庭や地域において、生涯にわたり固定的な男女の役割分担意識にとらわれない教育を行うため、学習プログラムや教材の研究・開発、指導者用資料の作成、専門的な指導者の養成などを推進する。

エ 教育関係者の意識啓発

・教職員の男女共同参画に関する理解の促進

教員養成課程における男女平等などの人権教育を促進するとともに、学校における男女共同参画の推進等を図るため、学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、各教育委員会や大学等が実施する研修等の取組を促進する。

・社会教育関係者の意識啓発

青少年教育活動の指導者など社会教育に携わる者に対しても、様々な機会を活用し、男女共同参画についての意識啓発に努める。

オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

・高等教育及び社会教育における女性学等の振興

高等教育機関等における女性学・ジェンダー研究の一層の振興を図るとともに、研究成果を女性教育施策や社会教育の場におけるプログラム開発などへ幅広く活用し、社会への還元を促進する。また、社会教育の場においても女性学・ジェンダー研究に関する講座を開設するなど、女性学等の振興に努める。

- ・日本学術会議におけるジェンダーに関する検討

日本学術会議において、特別委員会を設置し、ジェンダー問題に関し、人口、健康、暴力等の観点から多角的に検討する。

担当府省……文部科学省、総務省

(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

男女が各人の個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、生涯学習の振興は極めて重要な意義を持つ。特に、女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、進路指導、就職指導に努める。

ア 生涯学習の推進

- ・リカレント教育の推進

子育てと仕事の両立のためにも、リカレント教育の重要性はますます高まっており、編入学の受入れ、大学等における社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図るとともに、高等学校等における開放講座の充実を図る。

- ・放送大学の整備等

時間・空間的制約なしに生涯にわたって学習する機会を提供するものとしてテレビ・ラジオを利用して高等教育の機会を提供する放送大学や放送大学大学院の整備を推進する。また、単位制高等学校や専修学校の整備を推進するとともに、社会通信教育の振興を図るなど多様な学習歴や生活環境を持つ学習者に対する学習機会の提供を促進する。

- ・学校施設の開放促進等

地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するために、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し多様な学習機会の提供を行う。また、学校・家庭・地域社会が連携協力して、児童生徒の教育を行うことができるよう、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備促進を図る。

- ・青少年の体験活動等の充実

男女共同参画意識の高揚に配慮しつつ、青少年の奉仕活動、自然体験活動等の場や機会の充実を図る。

- ・民間教育事業との連携

民間教育事業者に対して、男女共同参画社会の理念を踏まえながら、事業の実施、相互の連携、地方公共団体との連携を図るよう指導、助言を行うなど、民間教育事業者の健全な発展を促進するよう努める。

また、生涯学習に関する意識啓発等のため、商工会議所が行う生涯学習振興方策に関する国際シンポジウムを開催し、学習機会の提供を図る。

- ・高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

学校教育、社会教育を通じて情報活用能力を育成するための情報教育を推進するとともに、情報通信技術を活用した教育の推進に努める。

- ・現代的課題に関する学習機会の充実

政策・方針決定への参画の促進にも資するよう、現代的課題に関する学習機会の充実を図ることにより、現代的課題について自ら学習する意欲と能力を培うとともに、課題解決に取り組む主体的な態度を養う。

- ・学習成果の適切な評価

様々な学習活動の成果が適切に評価されるようにするために、学習成果の活用に関する調査研究を行うとともに、文部科学省認定技能審査を引き続き実施し、大学等において専修学校での学習の成果や文部科学省認定技能審査に合格した場合などを単位として認定することを奨励する。

イ エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

- ・女性の生涯にわたる学習機会の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力をつけるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。

- ・女性の能力開発の促進

職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。特に、結婚・出産等により、職業生活の中断を余儀なくされた女性に配慮する。

- ・女性の学習グループの支援

女性団体・グループ、NPO等の学習活動の支援、リーダー養成に努め、女性の社会参画の促進を図るとともに、参画した女性の活動成果の普及促進に努める。また、女性団体等の情報活用能力の向上のための取組を促進する。

- ・国立女性教育会館の事業の充実等

国立女性教育会館において、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育、家庭教育に関する専門的調査・研究、情報収集・整理・提供を行うとともに、女性教育関連施設と連携を図りつつ、男女共同参画社会の形成の促進に努める。さらに、国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等との

ネットワークを充実し、女性情報ネットワークの拠点としての機能の強化を図る。また、公私立の女性教育関連施設の運営及び情報のネットワーク化の推進、地域の実情に応じた学習機会の提供、相談、調査研究等の各種事業の支援を図ることにより、地域における女性の生涯学習を総合的に推進する。

ウ 進路・就職指導の充実

・進路指導の充実

学校において、入学時から様々な機会をとらえて、男子向き女子向きといった固定的な考え方にとらわれず、生徒一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、幅広い分野に進むことができるようにするとともに、高い職業意識の育成を図るため、職場体験やインターンシップ（*）を推進するなど、指導の一層の改善・充実に努める。

* インターンシップ：学生等が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

・女子高校生、女子学生に対する職業意識の醸成、意識啓発の実施

女子高校生、女子学生自身が女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い職業選択を念頭において、進路決定を行うことができるよう意識啓発を行うほか、職業選択や就業に当たっての心構え等について意識の醸成を図る。

・就職指導の充実

大学等の就職担当者及び企業の採用担当者間で情報交換・協議等を行う機会の提供や、大学等の就職指導担当者が就職問題について協議を行う場などを設置し、また、各大学等における学生に対する職業教育の充実、就職関連情報の迅速な提供等を通じ、女子学生への就職指導の充実に努める。

・各経済団体等への協力要請

各経済団体等に対し、女子高校生、女子学生の均等な就職機会の確保等について、引き続き協力要請を行う。

担当府省……文部科学省、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における様々な取組と密接な関係を有しており、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念の一つとして「国際的協調」が掲げられている。第4回世界女性会議で採択された行動綱領は、女性の地位向上に当たって、平等・開発・平和の三つの目標が不可欠であり、一体として機能するものであることを改めて確認した。そして、平成12年6月にニューヨークで開催された女性2000年会議では、上記行動綱領の実施状況の検討・評価が行われるとともに、更なる行動とイニシアティブの検討が行われ、その結果が「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」として取りま

とめられた。これらを踏まえ、国内的には、男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を積極的にいかし、また、国際的には、国際社会の一員として、地球社会における平等・開発・平和の目標を達成し、世界の女性の地位向上に貢献するため、国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。

(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

1975年(昭和50年)の国際婦人年以來、我が国の男女共同参画社会の形成に向けての取組は、国連の取組等国際的な動きに連動する形で行われてきたが、近年は、ますます政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で情報化、グローバリゼーションが進展しており、国内における取組を行うに当たって、国際社会における取組の成果や経験を十分活用することが重要となっている。このため、女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や、女性2000年会議において採択された「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努める。

・女子差別撤廃条約等の積極的遵守

女子差別撤廃条約の積極的遵守と同条約の趣旨に沿った施策の充実に努める。また、誰もが理解しやすい形で同条約の周知を図ることにより、国内への一層の浸透を図る。また、児童の権利に関する条約やILO第156号条約等、我が国が締結している男女共同参画の推進に係わる条約についても、その目的が十分達成されるよう、取組の充実、内容の普及・浸透を図る。

・未締結の条約に関する検討

女性に関わりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、男女共同参画の観点から積極的な対応を図る。また、国際機関等において検討が進められている女性に関わりの深い国際文書の作成等についてもその動向に十分配慮する。

・「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進

「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため策定した「国内行動計画」に基づき、女性の人権保護を含む人権教育の推進に取り組む。

担当府省……内閣府、外務省、文部科学省、関係府省

(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助大綱」(平成4年6月)を踏まえ、第4回世界女性会議において発表した「途上国の女性支援(WID: Women in Development)イニシアティブ」に沿って、女性の地位の強化と男女格差の是正に配慮する。特に、教育、健康、経済・社会活動への参加の3つの分野を重視し、開発途

上国及び他の援助国、国際機関、NGOとも協力しつつ、WID分野の開発援助の拡充に努力する。その際、国際協力に携わる者のWIDやジェンダーに関する認識の向上を促進する。

さらに、女性のみ視点に当てるのではなく、女性と男性の不平等な関係や女性を不利な立場にしている社会的構造そのものを変えていくという視点に立って、取組を進める。また、途上国において経済危機が発生した場合、それが女性の社会的危機につながらないように視点をもって、必要な援助を適時適切に行う。

また、個別の援助案件の計画・実施・評価の各段階における女性の参画と受益を確保する視点に立って国際協力を実施し、援助側における女性の参画にも配慮しつつ、被援助国における男女共同参画の促進を図るよう努める。

国連を中心として展開される世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争地域等における平和の構築及び復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

なお、地球社会の「平等・開発・平和」の推進に当たっては、内外のNGOが重要な役割を果たしており、これらのNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

ア 国連の諸活動への協力

・国連の諸活動への協力

第4回世界女性会議のフォローアップにおいて中心的役割を果たす「国連婦人の地位委員会」及び「女子差別撤廃委員会」への積極的な参加又は貢献、国連婦人開発基金（UNIFEM）等への拠出等の協力を推進する。

国連開発計画（UNDP）等の行う開発途上国の女性支援活動に対する協力を推進する。

教育分野については、国連教育科学文化機関（UNESCO）の活動に参加・協力することにより、アジア・太平洋地域における女性の識字の普及を促進する。

今後開催が想定される世界女性会議等における国際的行動計画策定に向け、積極的に貢献していく。

イ WID/ジェンダーの推進

OECD/DACが策定した「ジェンダー平等/WID指針」を踏まえ、男女の均等な開発への参加とそこからの受益を確保し、被援助国における男女共同参画の促進を図るため、WID/ジェンダーの観点から社会全体の持続可能な経済・社会開発を目指していく。

・WIDイニシアティブの推進

WIDイニシアティブの3つの重点各分野について次のような目標を立て協力を進める。

[教育]

西暦2005年までに、開発途上国における6歳から11歳までの男女格差をなく

し、また、西暦 2010 年までに開発途上国の 6 歳から 11 歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられることを目指す努力を支援する。

具体的には、例えば女子教育の教科書・教材の作成・普及、教員の養成、女子教育、訓練のための施設、設備の整備、成人女性の識字教育の促進等に対する支援を行う。

[健康]

西暦 2010 年までに、妊産婦死亡率（出生 10 万人当たりの妊産婦の死亡者数）を 200 以下に下げることを目指す努力を支援する。また、出産に対する圧力を軽減するという観点から、2015 年までに、乳児死亡率（出生 1,000 人当たりの 1 歳未満の子どもの死亡者数）を 35 以下に下げることを目指す努力を支援する。

具体的には、例えば基礎保健医療体制の整備・強化、母子保健サービスの強化（乳幼児の健康診断、予防接種、栄養相談）、家族計画の普及、基礎データの整備能力の向上等を推進する。

[経済・社会活動への参加]

女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律、制度の整備のための協力を行う。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため、このような女性に対する支援制度の導入を支援し、また、資金協力等の積極的支援を行う。

具体的には、例えば組織化のための助言、指導（例：機材供与や貸付けの対象となり得る同業組合の設立）、零細企業の育成、その他経済・社会活動への参加に資する機材供与、零細企業に対する支援制度への資金協力等を推進する。

・ WID 推進体制の充実

WID イニシアティブの推進に当たっては、援助の形成、決定、実施及び評価への女性の参画を促進する。このため、援助機関従事者の W I D / ジェンダーに対する認識を強化し、また、大使館における W I D 担当者の指名やガイドライン、手引書の活用などにより実施体制の充実を図る。

・ NGO 等との連携・協力の強化

WID イニシアティブの推進に当たっては、開発途上国及び他の援助国、国際機関、NGO とも協力しつつ、WID 分野の開発援助の拡充に一層努める。個別の援助案件の企画、実施、モニタリング、評価及びフォローアップについては、NGO の一層の参加を検討する。

また、国際ボランティア貯金の寄附金、草の根無償資金協力、NGO 事業補助金等、様々な枠組みを活用して、NGO を通じて開発途上国の女性の自立を促進する等各種の事業を支援していく。

ウ 女性の平和への貢献

- ・平和を推進する国際機関等への貢献

平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進するとともに、NGO を支援する等により紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。また、紛争時において最も支援を必要とするのは女性や児童であることを考慮し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- ・国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

国際分野における政策・方針決定の場において、女性が積極的な役割を果たし、地球社会の平等・開発・平和に貢献できるよう、国際機関、国際会議への女性の参加を推進する。

オ 国際交流・協力の推進

- ・あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

女性に関する国際交流、国際協力を促進し、国を越えた相互の信頼や友好 協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGO などそれぞれのレベルで充実を図る。また、特に国際レベルにおける女性関係情報ネットワークづくりに積極的に協力するとともに、女性に関する国際協力事業の一層の推進に努める。

- ・環境問題に関する国際協力等の取組の推進

「アジェンダ 21」及び「『アジェンダ 21』行動計画」を踏まえ、環境問題に関する国際協力については、事業の実施が女性と男性に対してそれぞれどのような影響を与えるかに関して十分配慮するとともに、事業の各段階における意思決定過程への女性の参画を促進する。

- ・女性の教育分野における国際交流・協力の支援

女性教育団体、国立女性教育会館や各地の女性教育関連施設等における国際交流・協力事業を支援する。

担当府省……外務省、総務省、法務省、文部科学省、

厚生労働省、農林水産省、環境省、関係府省

第3部 計画の推進

男女共同参画社会の形成に当たっては、国内本部機構が中心となって関係行政機関の緊密な連携の下、国際社会における取組の動向や我が国の経済社会の変化等を踏まえつつ、第2部（施策の基本的方向と具体的施策）に掲げた、広範かつ多岐にわたる取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進する必要がある。このためには、基盤となる推進体制を整備・強化し、国民的な広がりをもって社会のあらゆる分野での取組を進めることが重要である。

平成 13 年 1 月 6 日に移行が開始される中央省庁等改革において、男女共同参画社会の実現の重要性にかんがみ、新たに設置される内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う男女共同参画会議が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が充実・強化される。こうした体制の機能を最大限に有効に発揮するため、その的確な運用を図ることが今後の重要な課題である。

こうした国の取組はもとより、地方公共団体、女性団体、民間企業、経営者団体、労働団体、マスメディアその他の機関・団体、更には、老若男女を問わずすべての国民が、必要に応じて有機的な連携を保ちつつ、それぞれの立場で自主的に取組を展開することが期待される。

その際、国、地方公共団体と NGO との対等な協調関係を確立するとの観点に立って、IT（情報通信技術）等の活用により、情報を相互に共有することができるよう、国内本部機構を軸としたネットワークの形成を図ることが重要である。

このため、以下の通り、本計画を総合的かつ効果的に推進するための方策を講ずるとともに、そのために必要な推進体制の整備・強化に努める。

1 国内本部機構の組織・機能強化

(1) 男女共同参画会議の機能発揮

・男女共同参画会議の機能発揮

内閣府に置かれ、内閣官房長官が議長である男女共同参画会議が、国内本部機構の重要な機関として、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議等に関して、専門調査会等を活用するなど、その機能を最大限に発揮するよう努める。その際、男女共同参画に識見の高い学識経験者や女性団体などの国民の幅広い意見が会議に十分反映されるよう努める。

・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視

男女共同参画会議においては、新たに男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視を行うことになっている。本計画を実効性あるものとして総合的に推進していくために、男女共同参画会議において、本計画に基づく施策についても、内閣府を含む関係府省の協力の下、男女共同参画に係る専門家及び各分野の専門家の知見も活用しつつ、効果的かつ的確に監視を行う。また、その監視の結果については広く公表し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について広く国民に明らかにする。

・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

男女共同参画会議においては、広範多岐にわたる政府の施策が男女共同参画社会の形成に配慮して企画・立案、実施されることを目的として、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）を行う。調査の実施に当たっては、その対象となる施策分野や男女共同参画

に係る専門家の知見を活用しつつ、内閣府及び、施策の企画・立案、実施の主体である各府省との緊密な連携の下に、男女共同参画影響調査を行う。実効性ある調査を実施するために、事例研究を行い効果的な調査手法を開発する。男女共同参画影響調査の結果については、今後の施策の企画・立案、実施の参考として活用する。また、調査結果は広く国民に公表する。

男女共同参画影響調査の基礎となる性別の統計情報について、内閣府を含む関係府省が連携して、男女共同参画の視点に立って企画、設計、収集、提示されるよう努めるとともに、定性的情報を含めどのような情報が必要か等を検討する。さらに、男女共同参画影響調査に対する理解を深めるために、施策の企画・立案、実施の主体である各府省職員の幅広い参加を得た研修・訓練に関する取組を行う。

(2) 総合的な推進体制の整備・強化等

・施策の総合的推進、フォローアップ等

本計画に基づき、第2部に掲げた重点目標の達成に向けて、関係行政機関が緊密な連携を保ちつつ、総合的見地から整合性のある諸施策を推進する。

我が国の男女共同参画の現状、課題について常時把握し、施策への反映を図る。

本計画は、国際社会における取組の動向、我が国の経済・社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じ見直す。

・年次報告等の作成

男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告及び男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を毎年作成し、国会に提出する。

・行政職員の研修機会等の充実

行政に携わるすべての国の職員が女性の人権に対する認識を高め男女平等の視点を養うことができるように、男女共同参画に関する手引書等の作成・活用を図るとともに、研修機会や情報提供の充実を図る。

・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等

男女共同参画社会の形成に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換などを通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努める。その際、地域的な近接性や文化的背景の共通性などから、アジア太平洋地域との連携に留意して相互交流の機会を充実させる。具体的には、国連アジア太平洋地域経済社会委員会（ESCAP）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）が主催する各種会合への積極的な貢献に努める。また、国際的な動向に関連して、欧州評議会等の地域機関における活動に積極的に参画する。

また、我が国と共通の課題を持つ、世界各国の男女共同参画分野における有識者との交流を図る。

- ・内閣府男女共同参画局の機能発揮
内閣府に置かれる男女共同参画局が、男女共同参画社会の形成の促進に関する企画立案及び総合調整、男女共同参画基本計画の作成及び推進等に関して、その機能を的確かつ効果的に発揮するよう努める。
- ・男女共同参画担当大臣の補佐体制の充実
男女共同参画社会の形成を強力に促進するために、男女共同参画担当大臣が多岐にわたる関連施策の総合調整を効果的に行えるよう補佐体制の一層の充実を図る。
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
男女共同参画に関する関係府省の施策の一体的な推進を期すため、男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議を機動的に開催する。各府省においてその所管に係る施策について所要の調整を行う男女共同参画担当官については、あらゆる機会をとらえて相互の情報交換に努め、その活動の一層の活性化を図る。
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
国内本部機構が全体として有効に機能するよう、中央省庁等改革後の各府省における男女共同参画推進本部担当部署の明確化やその機能の充実を図るとともに、関係府省による連絡会議の定期的な開催などにより、これら行政機関相互の緊密な連携を確保する。
また、これらの男女共同参画推進本部担当部署が各府省の施策の企画・立案に積極的に関与することにより、男女共同参画社会の形成に直接・間接に影響を及ぼすあらゆる施策へ男女平等の視点を反映させるように努めるとともに、政府の策定する各種の計画に男女共同参画社会の形成に関する施策を適切に位置付け、国の行政全体を通じた男女共同参画社会の形成の促進を図る。
- ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用
政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済(以下「苦情の処理等」という。)については、行政相談委員を含む行政相談制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等既存の制度の積極的な活用により、その機能の充実を図る。その際、行政相談委員、人権擁護委員について女性への積極的な委嘱に配慮するとともに、男女共同参画に関する認識を高めるための研修、情報提供等の充実を図る。また、苦情の処理等に当たっては、国は、地方公共団体の男女共同参画担当部署等との緊密な連携を図る。
また、諸外国における苦情の処理等の状況について調査・研究を進め、諸外国の取組の現状を把握する。
こうした取組を踏まえつつ、必要に応じて我が国の実情に適したオンブズパーソンの機能を果たす新しい体制について調査・研究を行う。

2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・男女共同参画社会の形成に関する調査研究

男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、先進的な取組を行っている諸外国の事例、我が国への導入可能性等に関する調査研究を行う。また、個人のライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。

男女共同参画をめぐる現状や国民の意識、苦情の処理等について、統計調査、意識調査等を活用して、定期的の実態を把握する。

調査研究に当たっては、男女共同参画分野の専門家、NGO、一般国民からの情報収集や意見交換を幅広く行う。また、調査研究の成果は、各種の情報ネットワーク等を通じて、迅速かつ広範に公表し、国、地方公共団体、NGO等が相互に活用できるように努める。

- ・国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

「国連婦人の地位委員会」、「女子差別撤廃委員会」、次期世界女性会議及びこれに向けた準備会合等における国際的な取組や各種地域機関、諸外国における先進的な取組の動向について、情報の収集・整備に努め、各種の会議の場、広報刊行物、インターネット等を通じて地方公共団体、NGO等に対して情報を提供する。

- ・我が国の取組の海外への発信

男女共同参画社会の実現に向けた我が国の取組やその成果について、国際レベルでの広報施策の充実を図る必要があることから、インターネットなどを利用して積極的に海外へ発信し、国際機関や諸外国の国内本部機構との連携・協力を強化する。

3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

- ・地方公共団体に対する支援の強化

都道府県に対しては、関連施策の着実な一層の推進、市町村への働きかけ等のために、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

市町村に対しては、推進体制の整備充実、関連施策の着実な一層の推進のため、情報提供、研修機会の提供、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

地方公共団体に対して、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行う。とりわけ、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、参考となる資料を作成、提供し、その支援を図る。

また、地方分権が推進される中、地方公共団体において、地域の特色をいかした先進的な取組を行っている例も多いことから、これらについて積極的な情報収集・提供を行う。

都道府県・政令指定都市の自主的な取組を支援するため、各界・各層の国民、民間団体、行政機関関係者が一堂に会する連携の場を設け、地域における男女共同参画社会の形成に向けての気運を広く醸成する。

男女共同参画宣言都市奨励事業の実施などを通じて、「男女共同参画宣言都市」となることを宣言する市町村に対する支援を行うとともに、全国男女共同参画宣言都市サミットなどの開催を通じて、男女共同参画に係る宣言を独自に行った市町村を含め、男女共同参画宣言都市等との連携を一層深める。

地方公共団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する条例を制定しようとする場合、必要に応じ、他の地方公共団体の状況を含め、適切な情報提供を行う。

地方公共団体の首長に対して、全国知事会、全国市長会、全国町村会等を通じて、男女共同参画社会への理解が深まるような働きかけを行う。

- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実

公私立の女性センター・男女共同参画センター等は、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ、団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を果たしており、人材の育成や効果的な事業の展開を通じ、これらの拠点が一層充実し、有機的な連携が図られるよう支援する。

- ・NGO との連携の強化

男女共同参画社会の実現に向けて、様々な分野で独自の視点に立って自主的な活動を展開する NGO の果たす役割は極めて大きい。このため、NGO の自主性を重んじつつ、国際会議の動向に関する情報を始め、情報通信技術等も活用しながら、両者間の情報の共有を一層推進する。その際、こうした取組に NGO の意見を反映させ、また、市町村や地域で活動する小規模な NGO であっても情報を入手し発信できるように配慮する。

また、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）など、NGO 間相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを引き続き支援する。

- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

国・地方公共団体・NGO 等が有機的に連携して、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界・各層で様々な取組が行われるよう気運醸成を図る。

国民が男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する理解を深めることができるように、「男女共同参画週間（仮称）」を男女共同参画社会基本法の公布・施行日（平成 11 年 6 月 23 日）を踏まえて定め、広報活動、顕彰、会議等を実施する。